平成２１年（フ）第３３４２号
札幌市厚別区上野幌１条４丁目14番１―201号
債務者　梶川　智史
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１５号
札幌市清田区北野７条３丁目６番５号　グランデュール北野301
債務者　佐々木　真
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３１号
札幌市清田区北野５条１丁目６番18号　エターナルニシヤ27―102号
債務者　金田　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３９号
札幌市白石区南郷通９丁目南１番27号　ブルヴァール南郷201号内田陽子方
債務者　荒川　京子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５００号
札幌市中央区南13条西11丁目３番２―702号
債務者　大島　則子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０３号
札幌市中央区南11条西１丁目５番23―301号
債務者　出本　茂美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０４号
札幌市東区東苗穂14条１丁目12番14号
債務者　小川　夏己
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４２号
北海道石狩市花川南５条３丁目236番地
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４５号
札幌市手稲区西宮の沢４条５丁目１番11号
債務者　杉山　郁江
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５９号
札幌市南区真駒内緑町３丁目４番４―703号
債務者　加舎　京子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５７６号
北海道北広島市輪厚中央４丁目13番地３
債務者　鈴木　孝裕
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５８９号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番47号　ライムハイツ202号
債務者　藤田　伸二
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３号
北海道室蘭市港南町２丁目21番12号
債務者　上小倉千喜雄
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
北海道白老郡白老町字虎杖浜420番地246
債務者　中畑　澄子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
北海道室蘭市中島本町２丁目３番15号、前住所北海道室蘭市中島本町２丁目５番３―102号
債務者　田村　　修
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
北海道室蘭市本輪西町５丁目40番５号
債務者　福島　幸雄
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
北海道沙流郡日高町富川南５丁目４番13―４号
債務者　渡辺キン子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
北海道沙流郡日高町富川南５丁目４番13―４号
債務者　渡辺　　愛
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係